

賀川豊彦学会規約

第1章 総則

第1条（名称）本会は、賀川豊彦学会と称する。

第2条（事務所）本会の事務所は会長の指定する場所に置く。

第2章 目的および事業

第3条（目的）本会は賀川豊彦に関する研究および研究者相互の協力を促進することを目的とする。

第4条（事業）本会は前項の目的を達成するため、次の事業を行う。

- 1.研究者の連絡及び協力の促進
- 2.研究会及び講演会の開催
- 3.機関誌その他図書の刊行
- 4.内外諸学会との連絡及び協力
- 5.前各号の他、理事会において認めた必要な事項

第3章 会員

第5条（資格）賀川豊彦研究に従事する者は本会の会員になることができる。

第6条（入会）会員になろうとする者は、会員の推薦を得て理事会に申し込み。その承認を得なければならない。

第7条（会費）会員は理事会の定めるところにより会費を納めなければならない。既納の会費は返納しない。

第8条（賛助会員）本会の主旨に賛同し、本会のために特別の援助をなす団体または個人は、理事会の承認を経て、本会の賛助会員となることができる。

第4章 機関

第9条（役員）本会に次の役員をおく。

- 1.理事 10名～20名をおき、理事のうち会長1名、副会長1名、および事務局長1名を理事会において互選する。
- 2.監事 2名

第10条（理事及び監事の選任）理事及び監事は、総会において会員の中から選任する。

第11条（任期）役員任期は3年とする。役員は再任することができる。補欠の役員任期は、前任者の残留期間とする。

第12条（会長及び事務局長）会長は本会及び理事会を代表する。会長に故障がある場合には、副理事長が職務を代行する。事務局長は事務を統括する。

第13条（理事）理事は理事会を組織し、会務を執行する。理事会は年1回以上開催するものとする。

第14条（監事）監事は、会計及び会務執行の状況を監査する。

第15条（顧問および名誉会長）理事会の承認を得て本会に顧問および名誉会長をおくことができる。

第16条（委員）委員は理事会によって委嘱される。

第17条（総会）会長は毎年1回、会員の通常総会を招集しなければならない。会長が必要と認めるとき、または会員の3分の1以上が会議の目的たる事項を示して請求した時には、臨時総会を招集しなければならない。

第18条（議決）総会の議事は、出席会員の過半数をもって決する。総会に出席できない会員は、書面により、議決権の行使を委任することができる。

第5章 会計

第19条（経費）本会の経費は、会費、寄付金、及びその他の収入を持って充てる。

第20条（予算及び決算）本会の予算及び決算は、理事会の議決を経、総会の承認を得てこれを決定する。監事は毎会計年度の終了後、遅滞なく決算報告書を理事会に提出してその承認を得、総会に報告をする。

第21条（会計年度）本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、3月31日に終わるものとする。

第6章 規約の変更及び解散

第22条（規約変更）本規約を変更し、または解散するには、会員の3分の1以上または理事の過半数の提案により、総会出席会員の3分の2以上の同意を得なければならない。

第7章 機関誌

第23条（名称）本会の機関誌の名称は「賀川豊彦学会論叢」とする。

第24条（発行）機関誌の発行は年1回以上とする。

第25条（編集）機関誌、論文等の採否並びに編集は機関誌編集委員会が行う。論文の査読については編集委員会が論文内容に適する査読委員を指名し行う。

付則

- 1.この規約は1985年4月20日より施行する。
- 2.この規約は2001年10月13日より施行する。（1部改正）
- 3.この規約は2014年7月5日より施行する（1部改正）